

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

( 答申第 5 6 5 号 )

平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日

横 情 審 答 申 第 565 号  
平 成 20 年 11 月 21 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第22条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成20年7月28日港湾資第256号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「契約依頼の回答無し理由」、「催告書発送回議書面の全面開示」及び「営  
業係長の採用年月日の確認」の非開示回答に対する異議申出についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜ベイサイドマリーナ株式会社が、「契約依頼の回答無しの理由」、「催告書発送回議書面の全面開示」及び「営業係長の採用年月日の確認」を非開示とした回答は、妥当である。

## 2 異議申出の趣旨

本件異議申出の趣旨は、「契約依頼の回答無しの理由」（以下「文書1」という。）、「催告書発送回議書面の全面開示」（以下「文書2」という。）及び「営業係長の採用年月日の確認」（以下「文書3」という。文書1から文書3までを総称して、以下「本件申出文書」という。）の開示申出に対し、横浜ベイサイドマリーナ株式会社（以下「本件法人」という。）が平成20年4月27日付で行った非開示回答（以下「本件回答」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 本件法人の非開示理由説明要旨及び横浜市長の意見

(1) 本件申出文書については、横浜ベイサイドマリーナ株式会社の保有する情報の公開に関する規程（以下「規程」という。）第7条第2項第2号及び第10条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

ア 文書1について、「契約依頼」とは、当社のビジター棧橋の利用条件に従わず、異議申出人（以下「申出人」という。）が望む条件を記した「仮契約書」に応じることを一方的に求めたものである。当社としては到底応じることはできないため契約には応じておらず、契約に応じない旨について決裁文書等で文書化はしていない。

イ 文書2について、催告書とは、当社の担当者と相談しながら、当社の顧問弁護士が作成、発送したものである。この文書を当社として決裁を経て作成しているわけではないため、そのような決裁文書は存在しない。

以上の理由で、当社は文書1及び文書2を保有していないことから、規程第10条第2項に基づき非開示とした。

ウ 文書3について、特定の個人の採用年月日は、個人に関する情報であり、規程第7条第2項第2号に該当するため、非開示とした。

(2) 本件異議申出に対する横浜市長（以下「実施機関」という。）の意見は、次のとおりである。

本件異議申出に対する本件法人の考え方は、当職においても妥当であると考えます。

#### 4 申出人の本件回答に対する意見

申出人が、異議申出書及び意見書において主張している本件回答に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件回答の全部が違法書面である。
- (2) 本件については、依頼書及び仮契約依頼書面のとおり、法治国家日本国内での適法な行動と、当方は法律解釈をしているので、何ら恥ずべきことなく推移する所存である。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 横浜市出資法人等の情報公開について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第32条第1項では、「市が出資その他財政支出等を行う法人・・・であって、市長が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定されている。また、横浜市出資法人等の情報公開の推進に関する要綱（平成12年6月制定。以下「要綱」という。）第2条第3項各号により、条例に基づき情報公開を行う出資法人等の要件が規定されている。本件法人は、要綱第2条第3項第1号の「本市の出資率が2分の1以上である法人」に該当し、条例に基づき情報公開を行う出資法人等として告示されており（平成20年4月4日横浜市告示第128号）、自ら規程を定めて情報公開を実施している。

##### (2) 本件申出文書について

本件法人は、横浜市金沢区に所在する、ヨット・ボート係留等の施設である横浜ベイサイドマリーナ（以下「マリーナ」という。）を運営している。

本件申出文書のうち、文書1は、マリーナの利用に関し、申出人が平成19年12月に本件法人に対して「仮契約書」及び「仮契約依頼」を送付し、これに回答するよう求めたところ、本件法人から申出人に対して回答がないとして、回答しない理由を記載した文書であると解される。文書2は、平成19年12月から未契約のままマリーナに船舶を停泊させていた申出人に対し、船舶の移動等を求めて平成20年2月に本件法人の顧問弁護士から申出人に対して送付された催告書に関し、本件法人がその発送を意思決定するために回議した文書であると解される。文書3は、本件法人の営業係長の採用年月日が確認できる文書であると解される。

(3) 文書の不存在について

ア 文書1の不存在について

(ア) 本件法人は、文書1に関し、申出人から送付された「仮契約書」及び「仮契約依頼」については、既定の利用条件に従わない一方的な条件が記されたものとして、到底応じることはできないものであると考え、契約には応じておらず、その旨について決裁文書等で文書化もしていないため、文書1は保有していないと説明している。

(イ) 申出人から本件法人に送付された「仮契約書」及び「仮契約依頼」については、これを契約の申込と解することもできなくはない。しかし、そのように解したとしても、マリーナにおける棧橋の利用については、利用条件及び利用料金が定められて公にされているため、既定の利用条件等とは異なる独自の条件等による契約の申込に対して本件法人が応じないことは、不自然なことではない。また、マリーナにおける棧橋の利用については、申込の方式が定められており、既定の方式に従わない契約の申込に対して、その諾否を回答する義務が本件法人に課せられていると解することもできない。したがって、申出人から送付された「仮契約書」及び「仮契約依頼」について、本件法人としては到底応じることはできないとして契約に応じず、また、契約に応じない旨について決裁文書等で文書化はしておらず、文書1は存在しないとの本件法人の説明に、特段不合理な点はないといえる。

イ 文書2の不存在について

(ア) 本件法人は、文書2に関し、催告書については、本件法人の顧問弁護士が、本件法人の担当者と相談しながら作成・発送したものであり、本件法人として決裁を経て作成しているわけではないため、催告書の作成・発送の決裁文書は存在しないと説明している。

(イ) 通常、法人が管理する施設において法人の指示に従わず施設の使用を続ける者に対する催告に関して、顧問契約に含まれる事務として、顧問弁護士に包括的に委ねていることは、不自然なことではない。したがって、催告書について、本件法人の顧問弁護士が、本件法人の担当者と相談しながら作成・発送したものであり、本件法人として決裁を経て作成しているわけではなく、文書2は存在しないとの本件法人の説明に、特段不合理な点はないといえる。

(4) 規程第7条第2項第2号の該当性について

ア 規程第7条第2項第2号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」が記録されている場合は、当該文書を開示しないことができる旨を規定している。

イ 本件法人は、文書3に関し、特定の個人の採用年月日は個人に関する情報であり、本号に該当すると主張している。

ウ 法人の従業員の採用年月日は、当該従業員個人に関する情報であり、また、本件は特定の従業員を指定して開示申出されているため、特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当する。なお、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 結論

以上のとおり、本件法人が本件申出文書を非開示とした回答は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年7月28日	・実施機関から諮問書及び本件法人の回答理由説明書を受理
平成20年8月1日 (第63回第三部会) 平成20年8月6日 (第131回第二部会) 平成20年8月28日 (第130回第一部会)	・諮問の報告
平成20年8月6日	・異議申出人から意見書を受理
平成20年8月22日 (第64回第三部会)	・審議
平成20年9月2日 (第65回第三部会)	・審議
平成20年10月3日 (第67回第三部会)	・審議
平成20年10月17日 (第68回第三部会)	・審議
平成20年11月7日 (第69回第三部会)	・審議